

青森県報

第三千六十五号

平成二十一年
三月三十日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	三
臨時の職業訓練の施行	労政・能力開発発課	四
道路の区域の変更	道路課	四
道路の供用の開始	同	四
公 告		
特定漁港漁場整備事業計画変更の公表	漁港漁場整備課	五
右 同	同	五
右 同	同	五
建設業者の許可の取消し	西北地域民局	五
右 同	同	六
人事委員会		

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則
 (職員課) : 六

告 示

青森県告示第二百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人仙知会	弘前市大字高屋四丁目宮四八〇の四	八幡町クリニツク	弘前市大字八幡町一丁目二の二	平成二一・三・一
"	"	"	"	"
合同会社よし	弘前市大字小比内五丁目五の六	デイサービスよし	弘前市大字小比内五丁目二〇の一	三・二・二四
有限会社さいとう重機	秋田県鹿角郡小坂町上向字子坂三の二	あつら下湯ヨンステーシヨ	弘前市大字下湯一丁目青柳六三の一	三〇・二・一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	アースサポート株式会社弘前在宅サービスセンター	弘前市大字小比内四丁目五の一	三・一・一
株式会社介護サポート	弘前市大字川先一丁目六の一〇	株式会社介護サポート事業部	弘前市大字富田三丁目八の二〇	"

青森県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
医療法人仙 知会	弘前市大字高屋 四本宮四八〇の	訪問看護	八幡町クリ ニツク	弘前市大字八幡 町一丁目二の二	平成 三・三・一
合同会社よ し	弘前市大字小比 内五丁目五の六	通所介護	デイサービ スよし	弘前市大字小比 一内五丁目二〇の	三・三・二四
有限会社さ いと重機	秋田県鹿角郡小 坂町上向字子坂 三の二	訪問介護	あうら下湯 口ステーション	弘前市大字下湯 一口字青柳六三の	三〇・二・一
アースサポ ート株式会 社	東京都渋谷区本 町一丁目八の七	訪問入浴 介護	アースサポ ート株式会社 サービスセン ター	弘前市大字小比 内四丁目五の一	三・一・一
株式会社介 護サポート	弘前市大字川 一丁目六の二〇	介護用具 福祉貸与	株式会社介 護サポート 事業部	弘前市大字富田 三丁目八の二〇	"

有限会社ケ クア・ユニ ーク	八戸市大字大久 保一七の七	認知症対 応型共同 生活介護	リビング ホームお お・くぼ	八戸市大字大久 保一七の七	三・一・三
----------------------	------------------	----------------------	----------------------	------------------	-------

青森県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	居宅介護事業者		居宅介護事業所		変 更 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
変更後	株式会社 健康発開社	弘前市大字 八幡町三丁目 一	訪問看護 システム センター アシア	弘前市大字 堀越字川合 九三の一六	平成 三・三・一
変更前	株式会社 オアシス	弘前市大字 泉野五丁目 八	ヘルパー システム センター アシア	弘前市大字 外崎三丁目 四の七	"
変更後	"	"	訪問看護 システム センター アシア	弘前市大字 外崎三丁目 四の七	"
変更前	"	"	ヘルパー システム センター アシア	弘前市大字 外崎三丁目 四の七	"

有限会社ケ クア・ユニ ーク	八戸市大字大久 保一七の七	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	リビング ホームお お・くぼ	八戸市大字大久 保一七の七	三・三・三
----------------------	------------------	------------------------------	----------------------	------------------	-------

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	友情株式会社	社会福祉法人倫青会	医療法人尚志会	"	黒石市大字中川字富田一〇の二	八戸市青葉一丁目一四の二三	八戸市大字分枝三九の一
"	友情株式会社	社会福祉法人倫青会	医療法人尚志会	"	黒石市大字中川字富田一〇の二	八戸市青葉一丁目一四の二三	八戸市大字分枝三九の一
"	友情株式会社	社会福祉法人倫青会	医療法人尚志会	"	黒石市大字中川字富田一〇の二	八戸市青葉一丁目一四の二三	八戸市大字分枝三九の一
株式会社「ピセイ・うじょう・花園」	株式会社「ピセイ・うじょう・花園」	株式会社「ピセイ・うじょう・花園」	株式会社「ピセイ・うじょう・花園」	株式会社「ピセイ・うじょう・花園」	黒石市花園町三九の二	黒石市青葉一丁目一四の二三	黒石市花園町三九の二
黒石市花園町三九の二	黒石市花園町三九の二	黒石市青葉一丁目一四の二三	黒石市青葉一丁目一四の二三	黒石市青葉一丁目一四の二三	黒石市青葉一丁目一四の二三	黒石市青葉一丁目一四の二三	黒石市青葉一丁目一四の二三
二〇・四・一	一九・七・一	一九・七・一	一九・七・一	一九・七・一	一九・七・一	一九・七・一	一九・七・一

青森県告示第一二四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
"	友情株式会社	株式会社オアシス	株式会社オアシス	株式会社オアシス	株式会社オアシス	介護予防事業者
"	友情株式会社	株式会社オアシス	株式会社オアシス	株式会社オアシス	株式会社オアシス	介護予防事業者
"	友情株式会社	株式会社オアシス	株式会社オアシス	株式会社オアシス	株式会社オアシス	介護予防事業者
株式会社「ピセイ・うじょう・花園」	株式会社「ピセイ・うじょう・花園」	株式会社「ピセイ・うじょう・花園」	株式会社「ピセイ・うじょう・花園」	株式会社「ピセイ・うじょう・花園」	株式会社「ピセイ・うじょう・花園」	介護予防事業所
黒石市花園町三九の二	黒石市花園町三九の二	黒石市青葉一丁目一四の二三	黒石市青葉一丁目一四の二三	黒石市青葉一丁目一四の二三	黒石市青葉一丁目一四の二三	介護予防事業所
二〇・四・一	一九・七・一	一九・七・一	一九・七・一	一九・七・一	一九・七・一	年月日

青森県告示第一二五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
日本健康開発株式会社	日本健康開発株式会社	名称	居宅介護支援事業者
弘前市大字八幡町三丁目一	弘前市大字八幡町三丁目一	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
ひなた茂森	ひなた茂森	名称	居宅介護支援事業所
弘前市大字南城西二丁目二	弘前市大字茂森新町一丁目一の二七	所在地	居宅介護支援事業所
平成三・一・一	平成三・一・一	年月日	変更

青森県告示第百六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	青森県立青森高等技術専門学校 青森県立弘前高等技術専門学校 青森県立八戸工科学院	職業訓練の種類	普通職業訓練 ・短期課程	対象者	公共職業安定所長が推薦する者、又は高等専門学校卒業の者	訓練科	介護福祉士養成科	訓練期間	二年	定数	五〇人
----------------------	--	---------	-----------------	-----	-----------------------------	-----	----------	------	----	----	-----

青森県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後			
1	県道	尾駸有戸停車場線	上北郡野辺地町字向田二八六の一から上北郡野辺地町字向田二八六の一まで	一八・〇〇メートルから一八・〇〇メートルまで	一八・〇〇メートルから一八・〇〇メートルまで	五八〇・〇〇メートル	五八〇・〇〇メートル	

青森県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 大鱈浪岡線	弘前市大字乳井字長橋六四の二から 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで	平成三・三三
県道 岩崎西目屋 弘前線	中津軽郡西目屋村大字村市字元四三の四から 中津軽郡西目屋村大字村市字元四三の一まで 中津軽郡西目屋村大字田代字山科一二三の二から 中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平七五の二まで	三・三三
		"

公 告

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、佐井地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域農林局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、下浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域農林局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、岩崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び西北地域農林局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社秋田土建工業
 - 二 代表者の氏名 秋田 猛
 - 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字高根字小金石七二六の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第四〇〇〇九二号
 - 五 取消年月日 平成二十一年二月二十七日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十一年二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社工藤由建設

二 代表者の氏名 工藤 隆行

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字豊成字田子ノ浦八三の三

四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第三八八九号

五 取消年月日 平成二十一年三月十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人事委員会

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項中「首席監察官」の下に「（区分五類のものを除く。）」を加え、

「首席監察官（職務の級警察職給料

「参事官」を 表八級のものに限る。） に改める。

参事官

附 則

この規則は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------